

## 北海道R住宅事業者ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 この会は、北海道R住宅事業者ネットワーク（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、札幌市に置く。

(目的)

第3条 本会は、既存住宅の適切なリフォームとその流通促進に向けて、良質化・長寿命化のための性能向上リフォームと工事内容の記録保管、リフォーム後住宅の性能に関する情報提供とその性能に基づく担保評価・価格査定等の推進等に取り組むとともにその普及啓発を図り、もって、本道の良質な住宅ストックの形成と住宅関連産業・不動産流通業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事項について活動するものとする。

- 一 住宅改修事業に係る国への事業提案、補助申請、補助事業実施に関すること。
- 二 改修住宅の不動産流通に関すること。
- 三 改修住宅の広報・普及に関すること。
- 四 その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本会の目的・事業に賛同して参加を希望する住宅改修事業者、不動産事業者及び専業の建築士設計事務所事業者のうち、入会を申し込み、幹事会において入会を認められた者を会員とする。

2 会員は北海道内に本社・本店を置いている事業者、かつ道外に本社・本店を置く企業の系列会社・関連会社でない事業者であること。

(会費)

第6条 本会に入会する者は、会費を納めなければならない。

2 会費は年5万円とする。納入された会費については返還しない。

(総会)

第7条 総会は、会員及び幹事をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上、代表者が必要と認めたときに開催する。

3 総会の議長は、代表者が務める。

4 総会の議事は、出席した者の過半数の同意をもって議決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

5 総会において、次の事項を議決する。

- 一 本会の設立及び解散
- 二 設置要綱の制定及び変更
- 三 幹事の選任
- 四 毎年の活動計画及び予算の承認
- 五 毎年の活動報告及び会計報告の承認
- 六 その他本会の目的を達成するための重要事項

(議事録)

第8条 総会の議事について、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該総会に出席した幹事のうち議長から指名された2名の議事録署名人が記名押印しなければならない。

(本会代表者)

第9条 本会に代表者1名を置く。

2 本会代表者は、本会を代表し、会務を総理する。

3 本会代表者は、会員幹事の中から幹事の互選により選出する。

(幹事会)

第10条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、本会の目的を達成するために次の事項を審議決定するものとし、必要に応じて随時開催する。

一 本会の運営に関すること

二 本会の予算に関すること

三 北海道R住宅の広報・普及に関すること

四 総会に付議すべき事項、総会から委任された事項

五 総会の議決を要しない会務の執行に関すること

六 代表者が特に必要と認めた事項

七 会員の入退会に関すること

八 その他本会の目的を達成するために必要なこと

3 幹事会を構成する幹事は、次に掲げる者とする。

一 総会において会員の中から選任された者7名以内

二 (社)北海道建築技術協会より1名

4 幹事会に幹事長1名、副幹事長1名を置くこととし、幹事の中から幹事の互選により選出する。

5 幹事会は幹事長が主宰する。

6 幹事会に、次に掲げる者をオブザーバーに置く。オブザーバーは議決権を持たない。

一 北海道

二 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

7 幹事会の議事については、議事録を作成する。議事録には、幹事長が記名押印しなければならない。

8 幹事会の審議は、必要に応じて書面審議・決定を行うことができる。

(監事)

第11条 本会に監事2名を置くこととし、幹事の中から、幹事の互選により選出する。

2 監事は会務の執行及び会計を監査し、その結果を本会に報告する。

(役員任期)

第12条 代表者、幹事長、副幹事長、幹事、監事(以下、「役員」という。)の任期は、2年間とする、ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了時においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会)

第13条 本会の事業を円滑に行うため、必要に応じて部会を設けることができる。

(経費)

第14条 本会の目的を達成するための運営経費は、会費及びその他収入をもって充てる。

(事務局)

第15条 本会に庶務のための事務局を置く。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日をもって終わる。

(退会)

第17条 次のいずれかに該当する事業者は、幹事会の決定により本会を退会しなければならない。

一 法令違反があったとき。

二 消費者に誤解を与える恐れのある行為など、事業推進にふさわしくない行為を行ったとき。

2 事業者は本会を退会しようとするとき、本会代表者に退会の届出をしなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て本会代表者が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、本会の設立の日（平成22年4月5日）から施行する。

この要綱は、平成22年7月6日から施行する。

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

2 事務局は、（株）シー・アイ・エス計画研究所が行う。

3 国の補助事業の実施については、補助事業実施要領を別に定める。

附表 幹事会、監事の構成（平成23年6月17日 改正）

任		所属・区分		役職	氏名
代表		会員	三王建設興産（株）	代表取締役	
幹事会	幹事長	会員	（株）札都	代表取締役	
	副幹事長	会員	（株）沢井建築工房	代表取締役	
	幹事	会員	（有）アーキシップアソシエイツ	代表取締役	
		会員	ダイニチキャピタル&ホープ(株)	取締役	
		会員	竹内建設（株）	代表取締役社長	
		(社)北海道建築技術協会			
	オブザーバー	北海道			
地方独立行政法人北海道立総合研究機構					
監事	(社)北海道建築技術協会		専務理事 ・事務局長		
	竹内建設（株）		代表取締役社長		

（敬称略、所属・区分ごとの五十音順）